

ケアホーム「イエール真栄」 重要事項説明書

令和 年 月 日

様

当事業者があなたの入居に際し、説明すべき重要事項・サービス内容を次のとおり説明します。
この内容は重要ですので、十分理解されるようお願いいたします。

「イエール真栄」

管理者： 眞弓 新之助 印

1. 事業者の概要

名称	イエール真栄
法人種類	医療法人社団五風会
法人所在地	北海道札幌市清田区真栄319番地
代表者氏名	理事長 森一也
法人の沿革・特色	当法人は、平成2年に「さっぽろ香雪病院」を開設して以来、地域の精神科基幹病院として、精神科救急・慢性期疾患等の治療と療養環境を充実させ、リハビリテーションに力を入れてきました。また、地域生活支援事業を運営し、年代を問わず、地域の中で生きづらさを持った全ての方が社会の一員として自分らしい生活が送れるよう包括的なサポートを行っています。

2. 事業所の概要

事業所の名称	イエール真栄
事業所の所在地	北海道札幌市清田区真栄六条一丁目一番一号
事業所の電話番号	011-885-6400
事業所のFAX	011-885-4000
事業所番号	0120900154 (平成25年3月15日指定)
事業の目的	利用者が安心して暮らしを営み、地域社会とのつながりを維持できるように、生活上のさまざまな支援を行う
事業所の開設年月日	平成25年3月15日
入居人数	10名
運営方針	利用者の自己決定を尊重し、地域社会の一員として暮らしを営めるよう支援する

3. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	合計	資格等
管理者	1		1	精神保健福祉士
サービス管理責任者	1		1	精神保健福祉士
世話人	6	1	6	精神保健福祉士(3名) 介護福祉士(2名)
生活支援員	1 (世話人兼務)		1 (世話人兼務)	精神保健福祉士

4. 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者・サービス管理責任者	① 9:00～17:00 ② 17:00～9:00 のシフト制交代勤務
世話人	

5. 事業所の設備等の概要

① 居室

居室の種類	室数	居室面積	備考
1人部屋	10室	21.51㎡	セントラルヒーティング 火災報知機 スプリンクラー 夜間防災装置(セコム)

① その他の設備

設備の種類	備考	設備の種類	備考
食堂(リビングダイニング)	1か所	トイレ	1か所
キッチン	1か所	火災報知器	2台
セントラル暖房給湯設備	1か所		

6. 主たる対象者

精神障害者・知的障害者・身体障害者

7. サービス内容

① 食事

朝食	毎日、食事の提供を行います。
昼食	毎日、食事の提供を行います。
夕食	毎日、食事の提供を行います。
食事支援	上記のほか、利用者のご希望があれば、買い物同行および調理援助をいたします。 また、糖尿病等の内科疾患がある場合は、食事の量など相談に応じます。

② 日中活動

日中、自立訓練事業やデイケア等のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。また、心身の状況により日中活動をお休みした場合、体調に応じた支援を行います。

③ 健康管理

日常の健康管理：体調管理や服薬管理・衛生管理等、必要に応じて相談・支援を行います。
医療機関の受診：通院・診察に関する相談支援等を必要に応じて行います。また、通院同行や医療機関との連絡・調整も必要に応じて行います。

④ 家事援助

掃除・炊事・洗濯・整理整頓等の家事技術全般について、必要に応じて相談・援助を行います。

⑤ 金銭管理

生活費全般：生活費の管理方法や使用方法について、必要に応じて相談支援を行います。また、希望があれば生活費に関する現金やキャッシュカード等を預かることも可能です。
訓練等給付・支援医療費利用負担金：訓練等給付・支援医療費利用者負担金の支払い方法について、必要に応じて相談・支援を行います。
自立資金積立：希望によって、退去時に必要になる資金を準備するための積立口座を管理支援します。

⑥ 訓練等給付費・支援医療費支給申請の援助

訓練等給付費や支援医療費の支給期間終了後も継続して支援を受けることを希望した場合、再度申請を行う際に必要な支援を行います。

8. 家族との交流

必要に応じて、利用者の近況等を電話や手紙等でご報告します。

9. 地域との交流

町内会に加入し、地域清掃や夏祭り等の行事や消防訓練等に参加します。

10. 利用料

①入居時料金

家賃	36000円
共益管理費	16000円（共有部分日用品・備品等代金・共有部分光熱水費・共有部分防災装置料・共有駐車場料金・清掃管理・連絡用携帯料金等）
敷金	72000円

② 月額利用料

家賃	月額 36000円
共益管理費	月額 16000円 (共有部分日用品・備品等代金・共有部分光熱水費・共有部分防災装置料・共有駐車場料金・清掃管理連絡用携帯料金等)
備品リース料	月額 2000円 (テレビ・ベッド・カーテン等)
光熱水費・暖房費	3300円 (10月～3月は8300円) ※暖房費として5000円 ※電気代は個別請求
食費	朝食450円 昼食650円 夕食700円
障害者福祉サービス利用者負担額	月額 あらかじめ指定された金額・住所地の担当部署に確認

・ 飲食費は完全予約制です。食事提供を希望する方は、食事の予約をしてください。欠食については、朝食は前日の18:30迄、昼食は当日の8:30迄、夕食は当日の12:30迄にキャンセルをいただいた場合は、飲食しなかった料金を返金します。当該時間を過ぎたキャンセルの場合は返金しません。

・ 利用者が生活保護受給者或いは市町村民税非課税世帯の者で、市町村から家賃の一部を特定障害者特別給付費として支給される場合は、その額を控除した額とします。

③ 入院時の利用料について

- ① 利用料を支払った月の途中に入院した場合、利用料は返却されません。
- ② 月をまたぐ入院の場合、またいだ月の家賃・共益管理費をお支払いください
- ③ ②の場合で、「イェール真栄」に外泊する際は、家賃・共益管理費を除いた費用を日割りでお支払いください。
- ④ ②の場合で、退院したときは、家賃・共益管理費を除く各費用を日割りにてお支払いください。
- ⑤ 2か月以上入院が継続する場合は退去となる場合があります

④ 退去 (契約の解除)

- ① 入居者が1ヶ月前までに書面による解約通知を行った場合は、予告期間の満了と同時に退去 (契約解除) ができます。
- ② 前号の規定にかかわらず、入居者は解約申込日から1ヶ月分の家賃等相当額を甲に支払うことにより、即時に退去 (契約解除) をすることができるものとします。
- ③ 利用者が、月途中において入退去した場合は、家賃・共益管理費・飲食費を日割り計算で計上し、お支払い頂きます (請求書を発行します)。

④ その他の料金

体験宿泊費：1泊2日 3800円 (飲食費込)、2泊3日 5600円 (飲食費込)

このほか、利用者が事情により必要な物、簡易医薬品 (絆創膏等) や嗜好品等は、各自実費負担となります。

1 1. 料金支払い方法

家賃・共益管理費	支払期限	毎月19日までに翌月分をお支払ください。
	支払方法	現金にてお支払ください。
飲食費	支払期限	毎週予約注文分をお支払ください。
	支払方法	現金にてお支払ください。
障害者福祉サービス利用者負担額	支払期限	当月分を翌月20日までに請求します。通知後10日以内にお支払ください。
	支払方法	現金にてお支払ください。
敷金 (入居時清掃費及び補修費)	支払期限及び方法	入居時に現金にてお支払ください。
入院時の利用料	支払期限及び方法	請求書にて請求された金額を、請求書記載の期日までに現金にてお支払ください。
退去時	支払期限	退去時に現金にてお支払ください
体験宿泊費	支払期限	体験宿泊開始時
	支払方法	現金にてお支払ください

1 2. 入退去及び入院時、帰省時の対応について

入居	<p>① 共同生活介護（共同生活援助）について、訓練等給付支給決定を受けた方で、当ホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。面接日時を調整してお会いし、当ホームのサービス提供に関わる重要事項について説明します。</p> <p>② 入居が決定した場合、利用契約をします。契約の有効期間は2年間です。担当の世話人・サービス管理責任者との面談を経て、契約の更新ができます</p> <p>③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況や生活歴・病歴等を把握させていただきます。</p>
契約の終了	<p>① 利用者が当事業者に対し、30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除できます。</p> <p>② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除できます。</p> <p>③ 利用者がサービス利用料金の支払いを正当な理由なく遅延した場合、または利用者が当ホームや当ホームの職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は契約を解除し、退去いただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。</p> <p>④ やむをえない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し退去いただく場合があります。この場合、契約を解除する30日前までに文書で通知します。</p>

契約の自動終了	<p>次の場合は、連絡がなくとも契約を自動的に終了します。</p> <p>① 利用者が他の共同生活援助事業や障害者総合支援法による障害福祉サービス事業対象施設に入所した場合</p> <p>② 共同生活援助の給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了とします）</p> <p>③ 利用者が亡くなったとき。</p>
入院・帰省等に関する支援	<p>① スタッフがご家族に代わって、個別支援計画に則り、入院期間中の支援を行います。ただし、入院時支援加算及び長期入院時支援特別加算の算定内とします。</p> <p>② 個別支援計画に則り、帰省時の支援を行います。ただし、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算の算定内とします。</p> <p>③ この他、個別支援計画に則り、さまざまな支援を行います。</p>

1 3. 当ホームご利用に際し留意いただきたい事項

居室	<p>① 部屋割りは事業者が決めます（ただし、部屋が複数空いている場合は、利用者と相談の上で決定されます）。</p> <p>② 私物の持ち込みは原則可能です。ただし、調理器具等（カセットコンロなど加熱するもの）は置かないでください。また、電気容量の大きいもの（ホットカーペット・電気ストーブ等）は、お断りする場合があります。事前にご相談ください。</p> <p>③ 利用者には、居室の鍵をお渡ししますので、自分で管理してください（紛失した場合には、実費にて交換いたします）。</p> <p>④ お互いゆっくり寛げる静かな環境づくりに協力してください。用事のある場合は、ドアをロックし、居室住民が出てくるまでお待ちください。入居者同士のお話は大声にならない程度でお願いいたします。</p> <p>⑤ 居室内でのタバコ・お香（煙が出て匂いのつくもの）は原則禁止です。喫煙場所を屋外に設けますので、どうしても喫煙が必要な方はそちらでお願いを申し上げます。また、灯油等の火のつくものは居室に置かないでください。</p> <p>⑥ 利用者以外の宿泊は社会通念上の節度を守り 1泊までとします。</p> <p>⑦ 在室しているかどうか分かるように玄関付近に、世話人が貸与したマークの表示をお願いします。長期に渡る不在表示や在室表示になっていても姿が見られない場合は、安否確認のために入室させて頂くことがありますのでご了承ください（後日、入室するに至った理由等についてご説明いたします）。</p>
飲酒	必ず主治医の指示及び許可を受けてからにしてください（お薬との兼ね合いがあるため）
リビングダイニング	<p>① 私物は置かないでください。ただし、コップや茶碗など愛着のあるものを使用したいときには申し出てください。</p> <p>② キッチン原則使用出来ません。電子レンジを一時的に使用する場合には世話人に申し出ていただきます。</p> <p>③ リビングダイニングの利用者用電子レンジ・冷蔵庫は自由に使用して構いません。</p>
洗濯室	① 洗濯機の使用については職員に相談してください（共益管理費は入居者全員からいただいています。過度の使用を避けるため職員に相談してください）。

トイレ	① トイレは原則自室で使用してください。
事務室・相談室（世話人）	① 事務室では世話人等が電話対応等を行っています。用事のあるときは声をかけてください。 ② 扉が閉まっている時は、不在時を除き、ノックをして応答があるまでお待ちください。 ③ 不在にする際は、事務室扉にその旨を表示しておきます。 ④ 相談室は、面談の際に使用します。面談中は表示を掲げますのでその際利用は出来ません。
門限・外出	① 門限は、安全上の理由から22時とします。作業所等の外出で22時以降の帰宅になる場合は、事前にご連絡ください。 ② 外出する際は、必ず居室の施錠をお願いします。居室の施錠がされていない場合、どのようなことが起きても責任は負いません。 ③ 外泊する際は、事前に外泊届を提出してください。 ④ 夜間にやむを得ず外に出て施設に戻る場合、ナンバー錠に四桁の数字を入力し解錠したのちに居室へお戻りください。
緊急時	① 休日・夜間、体調の悪化や分からないことなどがあつた場合は、職員の事務室（世話人室）に連絡をください。イエール真栄 TEL：011-885-6400 ① 利用者の様態の急変等があつた際は、入室するなどして様子を確認した上で、速やかに主治医や各種医療関係者及びご家族に連絡をします（後日、入室するに至った理由等についてご説明いたします）。 ② 大震災や火災などによって、建物が損傷・損壊し、安全な生活が営めない事態になった場合は、速やかに避難場所まで避難してください（清田緑小学校）。 ③ 火事などの一時避難場所は、イエール真栄隣の真栄西公園です。定期的に避難訓練をします。また、必要に応じてあらかじめお知らせいただいた緊急時の連絡先（ご家族等）に連絡します。 ④ 緊急時は職員の指示に従って行動するようにお願い申し上げます。 <緊急連絡先> イエール真栄管理者 眞弓 新之助： 070-2427-9172
その他	① 利用者の思想・信仰は自由ですが、他の入居者に対する勧誘活動、布教活動、政治活動等のご遠慮ください。 ② 動物の飼育は禁止します。 ③ このほか、疑問やご質問等は遠慮なくお聞きください。

1.4. 利用者の記録及び情報の管理

利用者へのサービス向上及び生活サポート等の観点から、当法人が定める別紙「個人情報の取り扱いについて」に則った対応を致します。これについては別紙「個人情報の取り扱いに関する同意書」に基づき対応いたします。記録及び情報については、契約終了後5年間保管します。また、利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応をいたします。ただし、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の「個人情報取り扱いに関する同意書」に基づき情報提供をします。

15. 事故発生時の対応

当事業者が利用に対して行うサービスの提供及び災害等により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、病院、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行ったサービス及び災害等により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います（保険の範囲内にて）。

<加入保険>

当ホームにて加入している保険が適用されます。

16. この契約に関する苦情・相談窓口

利用者の方が施設利用に関して生じた苦情・意見は以下のような取り組みで解決します。

苦情解決責任者	眞弓 新之助	070-2427-9172 イエール真栄管理者
苦情相談受付窓口	スタッフ（世話人）	011-885-6400 スタッフ（世話人）
苦情解決方法	① 苦情の受付 苦情は、面接・電話・書面・メールなどにより苦情受付担当者が随時受け付けます。 ② 報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と当法人に報告し、苦情申立者と誠意を持って話し合います。	
当ケアホーム以外の苦情受付窓口	① 札幌市保健福祉局保健福祉部障がい福祉課指導担当係 Tel (011)211-2938 FAX (011)218-5181 受付：月～金 9時～17時 ② 札幌市清田区保健福祉部保健福祉課 011-889-2400 受付：月～金 9時～17時	

上記のとおり重要事項について説明を管理者（サービス管理責任者）より受け、重要事項説明書を受領しました。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印